

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案	現 行
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員のうち、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用されるものである派遣職員以外の者(以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、<u>特別区人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。</u></p> <p>2 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、<u>前項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て一般の派遣職員には給与を支給しないものとする。</u></p> <p>3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 派遣職員のうち、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用されるものである派遣職員以外の者(以下第7条までにおいて「一般の派遣職員」という。)には、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ<u>100分の70</u>を支給する。<u>ただし、一般の派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、特別区人事委員会規則で定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>一般の派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て当該一般の派遣職員には給与を支給しないことができる。</u></p> <p>3 〔略〕</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き派遣されている職員(特別区人事委員会規則で定める職員を除く。)に係る施行日におけるこの条例による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、施行日の前日におけるこの条例による改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支

給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

施行日から平成24年3月31日まで 100分の100

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の70

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の40

- 3 施行日から平成23年9月30日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（特別区人事委員会規則で定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下この項において「新支給割合」という。）が、これらの日において旧条例第4条第1項の規定を適用したとした場合におけるこの規定による給与の支給割合（以下この項において「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る新条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

施行日から平成24年3月31日まで 100分の100

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の70

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の40